

(証券コード9339)
2025年3月6日
(電子提供措置の開始日2025年3月5日)

株主の皆様へ

東京都千代田区九段南二丁目1番30号
株式会社コーチ・エイ
代表取締役 瀬瀬 順史

第24期定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆様におかれましては、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第24期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本定時株主総会の決議事項につきましては、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2025年3月26日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類等（議決権行使書用紙を除く）の内容である情報（電子提供措置事項）は、電子提供措置の実施により当社IRウェブサイトでもご覧いただけますので、以下当社IRウェブサイトにアクセスの上、「株式情報/株主総会」を選択して、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社IRウェブサイト <https://ir.coacha.com/>



また、電子提供措置事項は、東京証券取引所（東証）のウェブサイトでも電子提供措置をとっております。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスの上、「銘柄名（会社名）」に「コーチ・エイ」又は「コード」に「9339」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択して、ご確認くださいませ。

東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpix.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



敬具

記

1. 日 時 2025年3月27日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都千代田区九段南二丁目1番30号 イタリア文化会館ビル 9階 当社会議室
※開催場所が昨年と異なりますので、末尾の会場ご案内函をご参照の上、お間違えないようご注意ください。

3. 会議の目的事項

【報告事項】

1. 第24期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第24期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

【決議事項】

- 第1号議案** 剰余金の配当の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

以上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、株主ではない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。
- ◎ 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎ 当社は、法令及び定款第16条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を本招集ご通知1頁記載の各ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
 - ①連結注記表
 - ②個別注記表したがって、本招集ご通知は、会計監査人又は監査等委員会が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査した対象書類の一部であります。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

<事前質問について>

本株主総会におきましては、メールにて事前質問の受付をさせていただきます。

詳細は以下をご確認ください。

◎ ご連絡方法：

【メールアドレス】 sokai@coacha.com

【必要事項】 ①株主番号（議決権行使書用紙に記載がございます） ②お名前 ③ご住所

④ご質問（要点を簡潔にお願いいたします）

◎ 事前質問の受付期限：2025年3月24日（月曜日）午後5時まで

◎ 事前にいただいたご質問のうち、本株主総会の目的事項にかかわる内容及び株主様のご関心が高いと思われ、かつ当社が回答可能である内容について、株主総会当日に回答させていただく予定です。

◎ いただきましたご質問全てに回答することをお約束するものではありません。また、個別の対応はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

◎ 上記のメールアドレスは、受付期限をもって無効となります。

事業報告

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における当社グループの経営環境は、雇用・所得環境の改善を背景とした緩やかな回復が続いているものの、インフレの進行や為替変動に加え、ウクライナや中東地域の紛争をはじめとした国際情勢の不安定な状況など、その不確実性は一層高まっています。このような環境のなか各企業においては、不確実な経営環境下での戦略の見直しや、イノベーションの実現に向けたリーダーの育成が引き続き急務となっており、今後も人的資本への投資が高まっていくものと考えております。

このような環境のもと当社グループは、「マーケティング活動の強化による顧客基盤の拡大」「AIコーチングの導入によるシステミック・コーチング™の拡大」「コーチ人材の採用とコーチ品質の向上」を主なテーマとして投資及び営業活動に注力してまいりました。これにより、いままで当社がリーチできなかった企業に対する営業及びサービス提供機会が増加しました。一方当期は、一部の既存顧客において、「組織変革」をテーマとした数年間にわたる大規模プロジェクトが一定の成果をみせたことで、当該企業におけるその後の取り組みニーズが「個人育成」や「テーマ別研修」へシフトしたほか、エグゼクティブ層向けサービスからミドルマネジメント層向けサービスへと需要が移行する傾向がみられました。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は3,642,692千円、営業利益は155,242千円、経常利益は199,671千円、親会社株主に帰属する当期純利益は111,115千円となりました。

なお、当社グループはコーチング事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。また、当連結会計年度における経営成績の分析は下記のとおりです。

(売上高)

受注高が前期比でマイナスとなったものの、前期に受注した案件のコーチングセッションが順調に進捗し、売上高は3,642,692千円（前連結会計年度比0.2%減少）となりました。

(売上原価)

コーチ人員数増加に伴う社員人件費の増加や、AIコーチングなどコーチング関連のIT投資・情報セキュリティ投資に伴う業務委託費の増加などにより、売上原価は1,956,565千円（前連結会計年度比16.0%増加）となりました。

(販売費及び一般管理費)

採用費や研修費の減少に加え、前期末にのれん減損を行ったことに伴うのれん償却費の減少などにより、販売費及び一般管理費は1,530,884千円（前連結会計年度比8.4%減少）となりました。

(営業外損益)

営業外収益は44,429千円（前連結会計年度比134.6%増加）となりました。主な内容は、円安進行による為替差益39,619千円です。営業外費用は生じませんでした。

(特別損益、親会社株主に帰属する当期純利益)

特別利益は79千円（前連結会計年度は117,158千円）となりました。内容は、事務用機器の売却による固定資産売却益です。特別損失は5,369千円（前連結会計年度は181,317千円）となりました。内容は、固定資産除却損です。

以上の結果、親会社株主に帰属する当期純利益は111,115千円（前連結会計年度比46.4%増加）となりました。

(2) 設備投資の状況

当社グループの当連結会計年度における設備投資の総額は、177,362千円であります。その主なものとしては、組織開発サービス提供のためのソフトウェア開発及びAIコーチングサービス開発であります。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はございません。

(4) 対処すべき課題

当社グループの対処すべき課題は以下のとおりです。

① コーチ人材の育成

当社グループは、システミック・コーチング™のアプローチで、組織全体の変革を支援する対話を通じた組織開発を推進しており、そのプロジェクトは、複数のコーチで組成されるチームで進めております。そのため、当社グループが持続的に事業成長するためには、コーチ人材の採用はもちろんのこと、採用したコーチ人材がクライアントに質の高いサービスを継続的に提供できるよう、その育成が必須となります。コーチング力はもちろんのこと、プロジェクトマネジメント力強化のための専門チームが伴走することで、コーチ人材の育成を一層推進しております。

② 変化する顧客ニーズへの対応

クライアントを取り巻く事業環境が一層複雑化するに従い、組織開発・人材開発領域におけるサービスやソリューションに対する顧客ニーズの変化スピードが速くなっています。これらに応えることが当社グループにとってのマーケット拡大にもつながると考え、「組織変革」をテーマにしたプロジェクトが終了した後も、顧客への継続的なサービス提供が行えるよう、各種新サービスの開発に注力しています。また、新サービスの販売拡大のため、既存クライアントだけでなく、新規クライアントの開拓にも注力できるよう、その体制構築を進めています。

③ サービス品質向上を支えるIT開発・情報セキュリティ

システミック・コーチング™では、コーチによるコーチングサービスの提供だけでなく、AIコーチングや各種アセスメントサービスを提供しております。これらにおいては、客観的データに基づくデータ提供等を行うため、ITシステムの継続的な向上はサービス品質の向上に直結するものと考えております。

また、コーチングセッションでは、クライアント企業の機密情報、個人情報等、秘匿性の高い情報に触れる機会が多くなっております。昨今では、ランサムウェア等のサイバー攻撃技術が向上しており、当社グループも技術の進化に対応した情報セキュリティ投資を引き続き積極的に行ってまいります。

当社グループはこれらの事業活動を通じて、株主価値及び企業価値の最大化に取り組んでまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第21期 (2021年12月期)	第22期 (2022年12月期)	第23期 (2023年12月期)	第24期 (当連結会計年度) (2024年12月期)
売 上 高	3,306,541 千円	3,600,607 千円	3,648,872 千円	3,642,692 千円
経 常 利 益	416,650 千円	517,614 千円	298,648 千円	199,671 千円
親会社株主に帰属する当期純利益	245,260 千円	418,991 千円	75,878 千円	111,115 千円
1株当たり当期純利益	142.10 円	238.61 円	32.87 円	47.60 円
総 資 産	3,121,427 千円	4,399,922 千円	4,305,462 千円	4,345,732 千円
純 資 産	1,643,217 千円	2,873,409 千円	2,942,024 千円	3,065,905 千円
1株当たり純資産額	943.07 円	1,310.62 円	1,267.61 円	1,309.02 円

(注) 当社は2022年9月16日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、第21期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
COACH A Co., Ltd. (Shanghai)	14,028千人民元	100.0 %	コーチング事業
COACH A (Thailand) Co., Ltd.	3,000千タイバーツ	98.7 %	コーチング事業
COACH A INTERNATIONAL INC.	1,500千米ドル	100.0 %	純粋持株会社
COACH U, INC. (注)	100千米ドル	100.0 %	コーチング事業
COACH A Americas, Inc. (注)	1,500千米ドル	100.0 %	コーチング事業

(注) COACH U, INC.及びCOACH A Americas, Inc.は、COACH A INTERNATIONAL INC.全額出資の子会社であり、当社の議決権比率は間接所有割合であります。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、コーチング事業を営んでおります。なお、当社グループはコーチング事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。

(8) 主要な営業所

① 当社

名 称	所 在 地
株式会社コーチ・エイ	東京都千代田区

② 子会社

名 称	所 在 地
COACH A Co., Ltd. (Shanghai)	中国 上海市
COACH A (Thailand) Co., Ltd.	タイ国 バンコク市
COACH A INTERNATIONAL INC.	米国 ニューヨーク州
COACH U, INC. (注)	米国 ニューヨーク州
COACH A Americas, Inc. (注)	米国 ニューヨーク州

(注) COACH U, INC.及びCOACH A Americas, Inc.は、COACH A INTERNATIONAL INC.全額出資の子会社であります。

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

従業員数	前期末比増減
161名	3名増

(注) 従業員数は就業人員であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
147名	5名増	39.0歳	6.9年

(注) 従業員数は就業人員であります。

(10) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 6,969,600株

(2) 発行済株式総数 2,342,175株

(3) 株主数 3,914名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社伊藤ホールディングス	1,156,000 株	49.35 %
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	206,600 株	8.82 %
伊藤 守	94,800 株	4.04 %
コーチ・エイ社員持株会	88,009 株	3.75 %
伊藤 光太郎	63,200 株	2.69 %
鈴木 義幸	26,356 株	1.12 %
ベル投資事業有限責任組合	16,800 株	0.71 %
栗本 渉	14,400 株	0.61 %
額額 順史	13,813 株	0.58 %
片岡 詳子	11,800 株	0.50 %

(注) 持株比率は、自己株式(29株)を控除して計算しております。また、小数点第3位を切り捨てて記載しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、業務執行取締役を対象として、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主価値との連動性を高めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

区 分	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)	11,640株	5名

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

氏 名	地位及び担当	重 要 な 兼 職 の 状 況
すずき よしゆき 鈴木 義 幸	代表取締役 社長執行役員	
いながわ ゆうたろう 稲 川 田太郎	取締役 副社長執行役員	COACH A Co., Ltd. (Shanghai) 董事
くりもと わたる 栗 本 渉	取締役 (COACH U, INC. Director CEO)	COACH A Co., Ltd. (Shanghai) 董事長 COACH A INTERNATIONAL INC. Director CEO COACH U, INC. Director CEO COACH A Americas, Inc. Director
こうけつ じゅんじ 額 額 順 史	取締役 専務執行役員CFO	COACH A INTERNATIONAL INC. Director Secretary CFO COACH U, INC. Director Secretary CFO COACH A Co., Ltd. (Shanghai) 監事 COACH A (Thailand) Co., Ltd. 取締役 COACH A Americas, Inc. Director CFO
あおき みちこ 青 木 美知子	取締役 常務執行役員	COACH A INTERNATIONAL INC. Director COACH A (Thailand) Co., Ltd. 取締役 COACH U, INC. Director COACH A Americas, Inc. Director CEO
いとう まもる 伊 藤 守	取締役 ファウンダー	株式会社伊藤ホールディングス 代表取締役 株式会社ディスカヴァー・トゥエンティワン 取締役 株式会社ごきげん125 代表取締役

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
片岡 詳子 <small>かたおか しょうこ</small>	取締役・監査等委員	株式会社ディ・アイ・システム 社外取締役監査等委員 プライムロード株式会社 社外監査役 KPPグループホールディングス株式会社 社外取締役監査等委員 大阪経済大学 評議員
亀崎 英敏 <small>かめざき ひでとし</small>	取締役・監査等委員 (社外取締役)	一般社団法人日本シュタットベルケネットワーク 監事
英 公一 <small>はなぶさ こういち</small>	取締役・監査等委員 (社外取締役)	英 公認会計士事務所 公認会計士 損害保険契約者保護機構 監事 株式会社エフエム東京 社外監査役

- (注) 1. 社内における情報収集と内部監査部門等との連携を強化し、監査機能の実効性を高めるため、片岡詳子氏を常勤の監査等委員として選任しております。
2. 取締役亀崎英敏氏及び英公一氏は、社外取締役であります。
3. 当社は、取締役亀崎英敏氏及び英公一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 取締役片岡詳子氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役英公一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当事業年度末日後における取締役の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
鈴木 義幸	代表取締役 社長執行役員	取締役 会長	2025年1月1日
額 額 順 史	取締役 専務執行役員CFO	代表取締役 社長執行役員	2025年1月1日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を、同法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社の取締役・執行役員・管理職従業員を被保険者とする会社役員等賠償責任保険契約（会社法第430条の3第1項に規定する内容の保険契約）を保険会社と締結しており、当該保険に係る保険料は取締役会における承認の上、会社負担としております。当該保険契約は、被保険者の業務上の行為に起因して損害賠償請求がなされた場合に、損害賠償金や訴訟費用等を填補するものであり、被保険者が法令違反を認識しながら行った場合等には適用対象外とすることにより、職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2022年10月24日開催の取締役会にて当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その内容は以下のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、下記の考え方にに基づき決定します。

- (1) 客観性・透明性を高めるため、明確な基準に基づく報酬制度とする。
- (2) 優秀な人材の定着、または新たな獲得のため、魅力のある報酬水準を目指す。
- (3) 持続的な成長を目指すため、短期のみならず中長期の業績を意識した報酬体系とする。
- (4) 企業価値・株主価値向上を重視した報酬体系とする。

2. 報酬水準の考え方

取締役の報酬水準については、外部コンサルタントからの客観的な報酬データ等を活用の上、類似の業種、同規模の企業の役員報酬水準をベンチマークとして設定し、当社の経営状況を鑑みて、報酬水準を設定します。

3. 報酬構成の概要

取締役の報酬は、以下のとおり、金銭報酬として、固定報酬としての基本報酬及び業績連動報酬、並びに、非金銭報酬としての株式報酬の3項目により構成します。なお、監査等委員である取締役の報酬は、経営の監督機能を十分に機能させるため、基本報酬のみで構成します。

(1) 金銭報酬

① 基本報酬

取締役の基本報酬は、固定報酬として、各取締役の職位と各執行役員の役位に基づき決定し、毎月支給します。

② 業績連動報酬

重要な経営指標である売上高・受注高・営業利益等を、業績連動報酬に対する指標として設定し、それらの目標達成度に基づき年間支給額を決定し、取締役会長及び執行役員を兼務する取締役に対しては、翌事業年度の業績連動報酬として基本報酬と併せて分割して支給します。

(2) 非金銭報酬

取締役会長及び執行役員を兼務する取締役に対して、取締役の職位及び執行役員の役位に応じて、当社株式等を毎年付与します。

4. 各報酬の割合に関する決定方針

職位、役位、職責、他社の動向等を踏まえ、企業価値の持続的な向上に寄与するために最適な支給割合となるよう決定します。

5. 報酬の決定のプロセス

報酬の水準及び報酬額の妥当性と決定プロセスの透明性を担保するため、具体的な報酬支給額については、全ての社外取締役が構成員に含まれる指名・報酬委員会における審議を経て、その答申をもって、取締役会で決定します。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬等の総額は、2020年3月30日開催の第19期定時株主総会において、取締役（監査等委員である者を除く）の報酬額は年額300百万円以内、監査等委員である取締役の報酬額は年額50百万円以内とそれぞれ決議されており、決議時点において、これらの限度額に基づく報酬等の支給対象となる役員は、取締役（監査等委員である者を除く）4名、監査等委員である取締役3名であります。また、業務執行取締役の譲渡制限付株式報酬の限度額は、2023年3月30日開催の第22期定時株主総会において、年額30百万円以内と決議されています。決議時点において、限度額に基づく株式報酬等の支給対象となる業務執行取締役の員数は5名です。

③ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役 (監査等委員及び社外 取締役を除く)	204,090	159,126	27,703	17,259	6
監査等委員 (社外取締役を除く)	18,000	18,000	－	－	1
社外役員	12,000	12,000	－	－	2

- (注) 1. 業績連動報酬は、業務執行取締役5名に対して業績に応じた金銭報酬を支給しております。業務執行取締役は会社業績に全責任を負うことから、売上高・受注高・営業利益・親会社株主に帰属する当期純利益の4つを業績指標として設定しております。それぞれの目標達成度に基づき、業績指標を0～2.0の幅で係数化して、役位に応じた変動報酬標準額に係数をかけて、業績連動報酬を算出しております。当事業年度の業績連動報酬に係る業績指標は、前連結会計年度の売上高・受注高・営業利益・親会社株主に帰属する当期純利益であり、その実績は、売上高3,648,872千円、受注高3,766,323千円、営業利益290,074千円、親会社株主に帰属する当期純利益75,878千円であります。当該業績指標を選定した理由は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、当社の事業内容に照らし本業業績を端的に示すためであります。
2. 非金銭報酬は当社の譲渡制限付株式であり、業務執行取締役5名に対して支給をしております。譲渡制限付株式の付与のために支給される報酬は金銭債権とし、執行役位に応じて取締役会にて決定されております。業務執行取締役は支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとしております。支給時期についても取締役会にて決定され、1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値を基礎として決議されております。企業価値の持続的な向上を図るため、譲渡制限期間は株式交付日から当該事業年度終了後3か月を経過した日、又は、取締役又は使用人その他これに準ずる地位を退任等した日のいずれか遅い日までの期間としております。当事業年度における交付状況は「2. 会社の株式に関する事項」に記載のとおりであります。

- ④ 個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
 取締役の個人別の報酬等の内容については、指名・報酬委員会が決定方針に従ったものであるかを審議し、同委員会の答申内容を尊重して取締役会で決議しているため、決定方針に従うものと判断しています。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係
 各社外取締役の重要な兼職先と当社との間にはいずれも特別の関係はありません。
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係
 各社外取締役と主要取引先等特定関係事業者との間にはいずれも特別の関係はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役 監査等委員	亀崎 英敏	当事業年度に開催された取締役会17回に全回出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、上場企業の経営者としての経験を活かした業務執行の監督と助言を行っております。 また、当事業年度に開催された監査等委員会13回に全回出席し、監査結果についての意見交換、監査方針に関する協議等を行っております。
社外取締役 監査等委員	英 公一	当事業年度に開催された取締役会17回に全回出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、公認会計士としての知見に基づく業務執行の監督と助言を行っております。 また、当事業年度に開催された監査等委員会13回に全回出席し、監査結果についての意見交換、監査方針に関する協議等を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容及び報酬見積りについて説明を受け、職務遂行状況が適切であるかについて検証を行った上で、監査報酬について同意しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、2020年4月15日開催の取締役会において、以下の「内部統制システム構築に関する基本方針」を決議し、同基本方針に基づき体制の整備を行っております。

「内部統制システム構築に関する基本方針」

1. 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社は、監査等委員会設置会社であり、複数の社外取締役の選任を通じて、経営に対する取締役会の監督機能を強化し、経営判断の透明性、公正性を確保します。取締役会は、法令、定款、及び社内規程に則して重要事項を決定するとともに取締役の職務の執行を監督します。
- ・当社は、執行役員制度を導入し、職務の執行と監督を分離するとともに、執行の迅速化を図ります。
- ・当社は、当社及びグループ会社の健全な事業活動を推進するため、「コンプライアンス推進規程」を定め、社長を委員長とする「リスクマネジメント・コンプライアンス委員会」を設置し、委員会で審議・報告した内容を取締役に報告します。
- ・当社は、当社及びグループ会社の内部監査が実効的に行われることを確保するため、「内部監査規程」を定め、高い専門性を有する内部監査室による監査を実施します。
- ・当社は、「内部通報制度運用規程」を定め、当社及びグループ会社の法令違反、社内規程違反等、コンプライアンスに関する相談・通報窓口として、社内外にホットライン（内部通報制度）を設置し、その利用につきすべての役職員に周知します。
- ・当社は、「反社会的勢力排除に関する規程」を定め、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な勢力・団体との一切の関係を遮断し、いかなる利益供与も行いません。

2. 職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社は、グループの中期経営計画および年度計画（数値目標等を含む。）を策定し、取締役会がその執行状況を監督します。
- ・当社は、経営に関する重要事項を協議し、迅速・円滑に意思決定するため、取締役、執行役員等で構成する決裁会議を設置し、「決裁会議規程」に基づき運営します。
- ・当社は、業務分担および指揮命令系統を通じて効率的な業務執行を実現するため、「職務権限規程」を定めるとともに、「組織規程」及び「職務分掌規程」により、事業目的を達成するために適切な組織機構を構築します。

3. リスク管理に関する体制

- ・当社は、「リスクマネジメント規程」を定め、当社及びグループ会社のリスクマネジメントに関する基本的事項を決定するとともに、「リスクマネジメント・コンプライアンス委員会」を設置し、事業活動を取り巻く様々なリスクの評価・見直しを図り、適宜対策を講じます。
- ・当社は、「リスクマネジメント・コンプライアンス委員会」より報告される重要リスクへの対策、危機管理等について、その運用が有効に行われているかを取締役に監督します。

4. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・当社は、情報管理に関する社内規程に従い、重要な会議の議事録等取締役の職務の執行に係る情報を適正に保存及び管理します。
- ・当社は、適正な情報利用及び管理を目的とした情報セキュリティ体制を構築します。

5. グループ会社の業務の適正を確保するための体制

- ・当社は、グループ会社の管理に関する「関係会社管理規程」に基づき、当社の取締役又は執行役員を関係会社管理責任者と定め、グループ会社の重要な業務執行について当社が承認を行います。
- ・当社は、グループ会社経営全般に関して当社とグループ会社との間で定期的にミーティングを開催し、重要な情報を共有します。
- ・関係会社管理責任者は、重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重要事項を発見した際には、遅滞なく当社の取締役に報告するものとし、当社の取締役は関係会社管理責任者に対し、適切な対応を講じるよう、必要な指示を行います。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・当社は、監査等委員会の職務を補助し、職務執行を支援するため、コーポレート本部又は内部監査室に使用人を配置します。
- ・当社は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人選、異動、処遇の変更においては監査等委員会の同意を得ることとします。
- ・監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対する指揮命令権限は、監査等委員会に帰属するものとします。

7. 監査等委員会への報告に関する体制

- ・当社の役職員は、当社又はグループ会社の業務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールの違反又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査等委員会に報告を行います。
- ・当社は、グループ会社の役職員が、当社又はグループ会社の業務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールの違反又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときに、これらの者又はこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査等委員会に報告を行う体制を整備します。

8. 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・当社は、当社及びグループ会社の取締役・使用人等が、当該報告をしたことを理由として、解雇その他の不利益処分を一切行わないものとします。

9. 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ・当社は、監査等委員会の職務の執行上必要と認められる費用について予算化し、その前払い等の請求があるときは当該請求が適正でない場合を除き、速やかにこれに応じることとします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は上記「内部統制システム構築に関する基本方針」に基づき、当社グループの業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めております。2024年度における運用状況は以下のとおりです。

「リスクマネジメント・コンプライアンス委員会」を4回開催し、子会社を含む当社グループのリスク評価を行い、その管理及び低減に努めるとともに、法令・社内規程等の遵守状況を審議し必要に応じてコンプライアンス態勢の見直しに努めました。

当社の取締役会は、社外取締役2名を含む取締役9名で構成し、2024年度において17回開催し、取締役の職務の執行を監督しました。また、取締役会は執行役員を選任し、各執行役員は、代表取締役の指揮・監督の下、各自の権限及び責任の範囲で、職務を遂行しました。

子会社については、「関係会社管理規程」に基づき、重要な事項を当社取締役会において審議し、子会社の適正な業務運営及び当社による実効性のある管理の実現に努めました。

内部監査グループは、取締役会の承認を受けた内部監査計画に基づき、法令・社内規程等の遵守状況について、各部門を対象とする監査を実施し、その結果及び改善状況を代表取締役及び監査等委員会に報告しました。

監査等委員会は、監査方針を含む監査計画を策定し、月1回の監査等委員会を開催して監査等委員間の情報共有に基づき会社の状況を把握し、必要な場合は提言の取りまとめを行いました。さらに、取締役会に出席して意見を述べるとともに、取締役・執行役員その他使用人とも対話を行い、内部監査グループ・会計監査人と連携し、取締役・執行役員及び使用人の職務の執行状況を監査しました。

常勤監査等委員は、議事録、稟議書等の書類の閲覧、関係者へのヒアリング等の方法により取締役及び使用人の職務の執行状況を監査するとともに、決裁会議、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会等の重要会議に出席し必要な場合は意見を述べました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を経営の重要な施策の一つとして位置付けており、必要な内部留保を確保しつつ、安定的な利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。内部留保資金については、将来における企業成長と経営環境の変化に対応するための資源として利用していく予定であります。当社は、基準日を12月31日とする年1回の期末配当を基本方針とし、中間配当も実施することができる旨定款に定めております。また、会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる旨を定款で定めております。

なお、剰余金の配当については、中期での投資計画、景気動向、キャッシュ・フローの状況などを総合的に勘案して決定することとしております。

連結貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,660,310	流 動 負 債	1,236,789
現 金 及 び 預 金	3,358,057	買 掛 金	73,476
売 掛 金	175,629	未 払 金	102,070
棚 卸 資 産	9,426	未 払 法 人 税 等	65,409
そ の 他	117,197	未 払 消 費 税 等	42,838
固 定 資 産	685,421	未 払 費 用	10,489
有 形 固 定 資 産	86,385	前 受 金	852,895
建 物 附 属 設 備	171,913	賞 与 引 当 金	74,073
減価償却累計額及び減損損失累計額	△94,680	そ の 他	15,535
建 物 附 属 設 備 (純 額)	77,232	固 定 負 債	43,037
工 具、器 具 及 び 備 品	68,420	退 職 給 付 に 係 る 負 債	2,450
減価償却累計額及び減損損失累計額	△59,267	資 産 除 去 債 務	39,246
工 具、器 具 及 び 備 品 (純 額)	9,152	そ の 他	1,340
無 形 固 定 資 産	369,189	負 債 合 計	1,279,827
ソ フ ト ウ エ ア	180,349	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	188,839	株 主 資 本	3,046,766
投 資 そ の 他 の 資 産	229,847	資 本 金	605,305
投 資 有 価 証 券	34,800	資 本 剰 余 金	593,662
保 険 積 立 金	8,387	利 益 剰 余 金	1,847,838
敷 金 及 び 保 証 金	121,575	自 己 株 式	△39
繰 延 税 金 資 産	49,040	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	19,139
そ の 他	16,043	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	21,369
資 産 合 計	4,345,732	為 替 換 算 調 整 勘 定	△2,229
		純 資 産 合 計	3,065,905
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	4,345,732

連結損益計算書

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売	上		3,642,692
売	上		1,956,565
売	上	原 価	
販	費	総 利 益	1,686,126
營	業	一 般 管 理 費	1,530,884
營	業	業 外 収 益	155,242
受	取	利 息	392
受	取	配 当 金	840
為	替	差 益	39,619
そ	の	他 益	3,576
経	常	利 益	44,429
特	別	利 益	199,671
特	別	利 益	
固	定	資 産 売 却 益	79
固	定	資 産 損 失	79
固	定	資 産 除 却 損	5,369
税	金	等 調 整 前 当 期 純 利 益	5,369
法	人	税、住 民 税 及 び 事 業 税	194,382
法	人	税 等 調 整 額	92,055
当	期	純 利 益	△8,789
親	会 社	株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	111,115
			111,115

連結株主資本等変動計算書

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	589,813	578,170	1,783,141	△39	2,951,085
連結会計年度中の変動額					
新株の発行					－
剰余金の配当			△46,418		△46,418
譲渡制限付株式報酬	15,492	15,492			30,984
親会社株主に帰属する当期純利益			111,115		111,115
自己株式の取得					－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					－
当期変動額合計	15,492	15,492	64,697	－	95,681
当期末残高	605,305	593,662	1,847,838	△39	3,046,766

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他の 有価証券 評価差額金	為替 調整	換 算	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当期首残高	24,099	△33,160		△9,060	2,942,024
連結会計年度中の変動額					
新株の発行				－	－
剰余金の配当				－	△46,418
譲渡制限付株式報酬				－	30,984
親会社株主に帰属する当期純利益				－	111,115
自己株式の取得				－	－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△2,730		30,930	28,199	28,199
当期変動額合計	△2,730		30,930	28,199	123,881
当期末残高	21,369		△2,229	19,139	3,065,905

貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,161,683	流動負債	1,141,610
現金及び預金	2,641,167	買掛金	74,296
売掛金	203,580	未払金	100,073
棚卸資産	9,085	未払費用	9,660
前払費用	97,489	未払法人税等	66,084
未収入金	2,114	未払消費税等	42,226
関係会社短期貸付金	215,000	前受金	772,570
その他の他	1,897	賞与引当金	67,544
貸倒引当金	△8,650	預り金	9,089
固定資産	782,220	その他の他	66
有形固定資産	80,186	固定負債	34,441
建物附属設備	75,786	資産除去債務	33,101
工具、器具及び備品	4,399	その他の他	1,340
無形固定資産	369,189	負債合計	1,176,052
ソフトウェア	180,349	(純資産の部)	
その他の他	188,839	株主資本	2,746,481
投資その他の資産	332,844	資本	605,305
投資有価証券	34,800	資本剰余金	593,662
関係会社長期貸付金	110,726	資本準備金	521,986
関係会社未収利息	2,449	その他資本剰余金	71,676
敷金及び保証金	112,493	利益剰余金	1,547,553
繰延税金資産	47,944	利益準備金	7,677
保険積立金	8,387	その他利益剰余金	1,539,876
その他の他	16,043	別途積立金	50,000
資産合計	3,943,903	繰越利益剰余金	1,489,876
		自己株式	△39
		評価・換算差額等	21,369
		その他有価証券評価差額金	21,369
		純資産合計	2,767,851
		負債・純資産合計	3,943,903

損益計算書

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	3,218,401
売上原価	1,769,113
売上総利益	1,449,287
販売費及び一般管理費	1,339,811
営業利益	109,475
営業外収益	
受取利息	5,072
受取配当金	840
為替差益	16,037
貸倒引当金戻入額	7,550
その他	3,110
経常利益	142,086
特別損失	
関係会社株式評価損	110,000
固定資産除却損	5,305
税引前当期純利益	26,781
法人税、住民税及び事業税	72,134
法人税等調整額	△8,987
当期純損失	△36,364

株主資本等変動計算書

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	589,813	506,493	71,676	578,170
事業年度中の変動額				
新株の発行				－
剰余金の配当				－
譲渡制限付株式報酬	15,492	15,492		15,492
当期純損失				－
自己株式の取得				－
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）				－
当期変動額合計	15,492	15,492	－	15,492
当期末残高	605,305	521,986	71,676	593,662

(単位：千円)

	利益剰余金				
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計
		別途積立金	繰越利益 剰余金	その他利益 剰余金合計	
当期首残高	7,677	50,000	1,572,659	1,622,659	1,630,336
事業年度中の変動額					
新株の発行					－
剰余金の配当			△46,418	△46,418	△46,418
譲渡制限付株式報酬				－	－
当期純損失			△36,364	△36,364	△36,364
自己株式の取得				－	－
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）				－	－
当期変動額合計	－	－	△82,783	△82,783	△82,783
当期末残高	7,677	50,000	1,489,876	1,539,876	1,547,553

(単位：千円)

	自己株式	株主資本 合計	評価・換算差額等		純資産合計
			その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	
当期首残高	△39	2,798,281	24,099	24,099	2,822,380
事業年度中の変動額					
新株の発行		－		－	－
剰余金の配当		△46,418		－	△46,418
譲渡制限付株式報酬		30,984		－	30,984
当期純損失		△36,364		－	△36,364
自己株式の取得		－		－	－
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）		－	△2,730	△2,730	△2,730
当期変動額合計	－	△51,799	△2,730	△2,730	△54,529
当期末残高	△39	2,746,481	21,369	21,369	2,767,851

独立監査人の監査報告書

2025年2月18日

株式会社コーチ・エィ
取締役会 御中

仰星監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 小川 聡
業務執行社員

指定社員 公認会計士 菅野 進
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社コーチ・エィの2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社コーチ・エィ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月18日

株式会社コーチ・エイ
取締役会 御中

仰星監査法人
東京事務所
指定社員 公認会計士 小川 聡
業務執行社員
指定社員 公認会計士 菅野 進
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社コーチ・エイの2024年1月1日から2024年12月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査等委員会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第24期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月18日

株式会社コーチ・エイ 監査等委員会
常勤監査等委員 片岡 詳子
監査等委員 亀崎 英敏
監査等委員 英 公一

(注) 監査等委員亀崎英敏及び英公一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、株主への利益還元を経営の重要な施策の一つとして位置付けており、必要な内部留保を確保しつつ、安定的な利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。内部留保資金については、将来における企業成長と経営環境の変化に対応するための資源として利用していく予定であります。なお、剰余金の配当については、中期での投資計画、景気動向、キャッシュ・フローの状況などを総合的に勘案して決定することとしております。つきましては、第24期の剰余金配当（期末配当）は、上記方針に基づき検討した結果、以下のとおりといたしたく存じます。

○配当財産の種類	金銭
○配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき金 20.00円 総額 46,842,920円
○剰余金の配当が効力を生じる日	2025年3月28日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、取締役会の柔軟な運営を可能とすることを目的として、取締役会の招集権者及び議長につき代表取締役以外の取締役においても務めることができるよう、必要となる定款の一部変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。(下線は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役、代表取締役及び取締役会 (取締役会の招集権者及び議長) 第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、 <u>その議長となる。代表取締役に支障があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順位により、他の取締役がこれを招集し、その議長となる。</u>	第4章 取締役、代表取締役及び取締役会 (取締役会の招集権者及び議長) 第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>これを招集する取締役、及び、その議長となる取締役を、あらかじめ取締役会で定める。</u> <u>2 前項の各取締役に支障があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順位により、他の取締役がこれを招集し、その議長となる。</u>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く）6名が任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く）6名の選任をお願いいたしたく存じます。その候補者は、以下のとおりです。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、すべての取締役候補者について適任であると判断しております。

◎再任

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	鈴木 義幸 (1967年11月11日生)	1991年4月 株式会社マッキンエリクソン博報堂（現株式会社マッキンエリクソン）入社 1996年7月 株式会社アイ.ビー.ディー（株式会社イツツ・ア・ビューティフル・デイに商号変更後、株式会社イトウ・ドット・コムに合併し解散）入社 1997年10月 株式会社コーチ・トゥエンティワン 取締役副社長 2001年10月 当社 取締役副社長 2007年1月 当社 取締役社長 2018年1月 当社 代表取締役社長 2020年1月 当社 社長執行役員 2025年1月 当社 取締役 会長（現任）	26,356株
【取締役候補者とした理由】 鈴木義幸氏は、当社設立後まもなく事業運営の中核を担い、2007年より社長として経営全般を担い、コーチングの一層の普及と社業の発展に尽力してまいりました。2025年1月に取締役 会長に就任し、今後は、コーチングに対する深い専門知識と豊かな経験を以て、当社グループのブランド価値向上やコーチ人材の育成において重要な役割を果たしていくほか、コーポレート・ガバナンスの向上を担うことを期待するものであります。			

◎再任

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
2	<p style="text-align: center;">こうけつ じゅんじ 纈 纈 順 史 (1969年9月11日生)</p>	<p>1996年 9 月 株式会社代々木会計事務所 入社 2001年 9 月 株式会社リクルートコンピュータパブリシ ング (現株式会社リクルート) 入社 2009年 4 月 株式会社リクルート (現株式会社リクル ートホールディングス) 転籍 2012年10月 株式会社リクルートアドミニストレーショ ン (現株式会社リクルート) 転籍 2017年 3 月 当社 入社 2018年 1 月 当社 執行役員 2018年 4 月 COACH A (Hong Kong) Co., Ltd. 董事 2018年 4 月 COACH A (Thailand) Co., Ltd. 取 締 役 (現任) 2019年 4 月 COACH A Inc. (米国法人) Secretary 2019年 4 月 COACH A Co., Ltd. (Shanghai) 監 事 (現任) 2019年10月 ASHA SAN INC. (現 COACH A INTERNATIONAL INC.) Secretary 2020年 1 月 COACH U, INC. Secretary 2020年 1 月 当社 執行役員CFO 2020年 1 月 当社 取締役 2023年 3 月 当社 専務執行役員CFO 2023年 5 月 COACH A Americas, Inc. Director CFO (現任) 2023年 9 月 COACH U, INC. Director Secretary CFO (現任) 2023年 9 月 COACH A INTERNATIONAL INC. Director Secretary CFO (現任) 2025年 1 月 当社 代表取締役 社長執行役員 (現任)</p>	13,813株
<p>【取締役候補者とした理由】 纈纈順史氏は、2017年の入社以降、財務、会計やM&A等に関する高い専門性を以てコーポレート部門を統括してきたほか、当社の上場準備時より経営管理体制の構築・強化を図ってきており、2025年1月に代表取締役 社長執行役員に就任しました。これらの経験と強みを活かし、さらなる事業成長に向けてリーダーシップを発揮することを期待するものであります。</p>			

◎再任

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	<p style="text-align: center;">いながわ ゆうたろう 稲川 由太郎 (1963年12月29日生)</p>	<p>1986年 4月 大日本印刷株式会社 入社 1991年 7月 HARLOW MEYER SAVAGE, INC. 入社 1994年 3月 上田ハーロー株式会社（現株式会社外為ど っとコム） 出向 1997年 6月 プラウドフットジャパン株式会社 入社 2002年 6月 ニチモウ株式会社 入社 2003年 6月 同 代表取締役 専務執行役員 2006年10月 春日居観光開発株式会社 専務取締役 支 配人 2007年11月 同 代表取締役社長 2011年 3月 当社 入社 2011年 7月 当社 執行役員 2012年 7月 COACH A Co., Ltd. (Shanghai) 出 向 董事総経理 2019年 4月 COACH A Co., Ltd. (Shanghai) 董 事 (現任) 2020年 1月 当社 副社長執行役員（現任） 2020年 1月 当社 取締役（現任）</p>	7,085株
<p>【取締役候補者とした理由】 稲川由太郎氏は、2012年より当社中国事業の責任者として手腕を発揮し、2020年より取締役 副 社長執行役員として、主に国内営業全般を統括してきました。コーチングに対する深い知見、専門知 識並びに豊かな経験を有し、今後も国内の顧客拡大を期待するものであります。</p>			

◎再任

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
4	<p style="text-align: center;">あ お き み ち こ 青 木 美 知 子 (1968年9月1日生)</p>	<p>1994年 4月 東京海上火災保険株式会社（現東京海上日 動火災保険株式会社） 入社 2002年 7月 東京海上あんしん生命保険株式会社 出向 2006年12月 当社 入社 2012年 9月 当社 執行役員 2017年 1月 COACH A (Thailand) Co., Ltd. 取締役 (現任) 2021年 3月 当社 取締役 (現任) 2022年 3月 COACH U, INC. Director (現任) 2022年 4月 菱洋エレクトロ株式会社 社外取締役 2023年 3月 当社 常務執行役員 (現任) 2023年 5月 COACH A Americas, Inc. Director CEO (現任) 2023年 9月 COACH A INTERNATIONAL INC. Director (現任)</p>	5,342株
<p>【取締役候補者とした理由】 青木美知子氏は、2012年に執行役員に就任し、2017年より当社タイ事業の責任者として手腕を發揮し、2021年より取締役に就任しました。コーチングに対する深い知見、専門知識並びに豊かな経験を有し、今後も新たな顧客層の創出、グローバル市場の開拓を期待するものであります。</p>			

◎新任

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
5	うちむら そう 内 村 創 (1973年8月15日生)	1997年 9 月 日本アイ・ビー・エム株式会社 入社 2013年10月 当社 入社 2016年 1 月 当社 執行役員 (現任)	2,506株
【取締役候補者とした理由】 内村創氏は、2016年より執行役員に就任し、国内外の営業推進・企画等、幅広い分野で手腕を発揮してきました。当社においてマーケティング部門立ち上げの経験及び新サービス開発の実績を有し、今後も構想力を強みとして事業を推進していくことを期待するものであります。			

◎再任

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
6	<p style="text-align: center;">いとう まもる 伊藤 守 (1951年10月8日生)</p>	<p>1982年10月 株式会社アイ.ビー.ディー (株式会社イツツ・ア・ビューティフル・デイに商号変更後、株式会社イトウ・ドット・コムに合併し解散) 設立 代表取締役</p> <p>1989年 8月 株式会社ディスカヴァー・トゥエンティワン 設立 代表取締役</p> <p>1990年 7月 株式会社キャッチボール・トゥエンティワン・インターネット・コンサルティング (現ディスカヴァー・トゥエンティワン) 設立 代表取締役</p> <p>1997年10月 株式会社コーチ・トゥエンティワン 設立 代表取締役</p> <p>2001年 8月 当社 設立 代表取締役</p> <p>2016年 6月 株式会社ごきげん125 設立 代表取締役 (現任)</p> <p>2017年 8月 株式会社伊藤ホールディングスを株式会社イトウ・ドット・コムから分割により設立 代表取締役 (現任)</p> <p>2018年 3月 当社 代表取締役及び取締役 退任</p> <p>2019年 9月 当社 取締役</p> <p>2023年 3月 当社 取締役ファウンダー (現任)</p> <p>2023年11月 株式会社ディスカヴァー・トゥエンティワン 取締役会長</p> <p>2024年11月 株式会社ディスカヴァー・トゥエンティワン 取締役 (現任)</p>	<p>1,250,800株 (注)2</p>
<p>【取締役候補者とした理由】 伊藤守氏は、国内におけるコーチングの第一人者及び当社創業者として、2001年の創業以来経営を牽引し、業界をリードしてきました。今後もコーチングの第一人者としてその幅広い人脈と知見を活かすとともに、業務執行取締役に対する監督の役割も期待するものであります。</p>			

- (注) 1. 取締役候補者伊藤守氏は会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
2. 伊藤守氏及び株式会社伊藤ホールディングスが保有する株式の合計数であります。
3. 当社は、当社及び子会社の取締役・執行役員・管理職従業員を被保険者とする会社役員等賠償責任保険契約 (会社法第430条の3第1項に規定する内容の保険契約) を保険会社と締結しております。当該保険契約の概要は事業報告「役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりです。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(参考) 当社の取締役 スキルマトリックス

第3号議案承認が得られた場合の取締役のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

○求める知識・知見のバックグラウンドとなる経験 ●その中で最も期待の度合いが高いもの

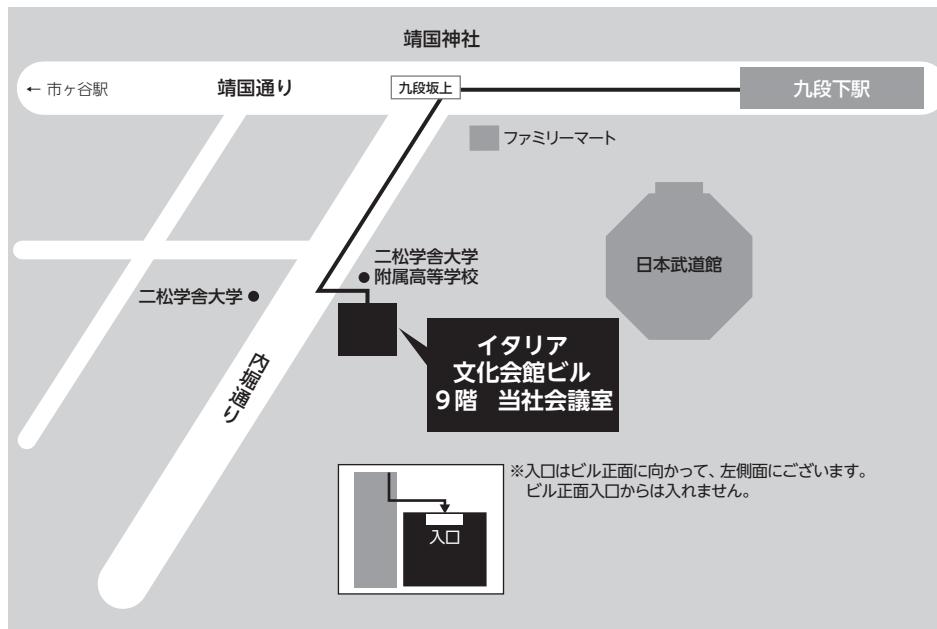
氏名	職位	企業経営	業界知識 コーチング	営業 マーケティング	グローバル ビジネス	人材開発	コンプライアンス 内部統制	財務会計
鈴木 義幸	取締役 会長	○	○			●	○	
瀧瀬 順史	代表取締役	●		○		○	○	○
稲川 由太郎	取締役	○	○	●		○		
青木 美知子	取締役	○	○	○	●			
内村 創	取締役	○	○	●	○			
伊藤 守	取締役 ファウンダー	○	●		○	○		
片岡 詳子	取締役 監査等委員	○					●	
亀崎 英敏	社外取締役 監査等委員	●			○		○	
英 公一	社外取締役 監査等委員	○					○	●

以上

株主総会会場ご案内図

場所：東京都千代田区九段南二丁目1番30号
イタリア文化会館ビル 9階 当社会議室

電話：03-3237-7891



交通
ご案内

東京メトロ東西線
東京メトロ半蔵門線 『九段下駅』(2番出口) → 徒歩10分
都営新宿線

株主総会にご出席の株主様へのお土産をご用意しておりません。
又、株主様用の駐車場もご用意しておりません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。